

新型コロナウイルス感染症に関する 各種支援制度ガイドブック

【事業者向け】

— 埼玉県 日高市 —

①給付金・支援金・補助金等に関すること

制度の名称	【 埼玉県（産業労働部） 】 埼玉県感染防止対策協力金：第17期
概要	<p>県による営業時間短縮等の要請（2月14日～3月6日）に協力した県内全域の飲食店等を運営する事業者に対し、感染防止対策協力金を支給します。</p> <p>ワクチン・検査パッケージ適用店と非適用店等で支給要件や支給額等が異なります。詳細は、下記の県ホームページをご覧ください。</p> <p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-17.html</p> <p>○申請期間：令和4年3月7日～5月6日まで</p>
対象	県内全域で飲食店を運営する事業者
お問い合わせ	<p>埼玉県中小企業等支援相談窓口</p> <p>電話番号：0570-000-678 平日9：00～21：00（土日・祝日）9：00～18：00</p>

制度の名称	【 埼玉県（産業労働部） 】 埼玉県感染防止対策協力金：第18期
概要	<p>県による営業時間短縮等の要請（3月7日～3月21日）に協力した県内全域の飲食店等を運営する事業者に対し、感染防止対策協力金を支給します。</p> <p>ワクチン・検査パッケージ適用店と非適用店等で支給要件や支給額等が異なります。詳細は、下記の県ホームページをご覧ください。</p> <p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-18.html</p> <p>○申請期間：令和4年3月22日～5月20日まで</p>
対象	県内全域で飲食店を運営する事業者
お問い合わせ	<p>埼玉県中小企業等支援相談窓口</p> <p>電話番号：0570-000-678 平日9：00～21：00（土日・祝日）9：00～18：00</p>

制度の名称	【 国（経済産業省） 】 事業復活支援金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上高が平成30年11月～令和3年3月の間の任意の同月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者に支援金を給付します。</p> <p>給付額は、中小法人等上限最大250万円、個人事業者等上限最大50万円となります。</p> <p>詳細は、下記ホームページをご覧ください。</p> <p>https://Jigyuu-fukkatu.go.jp/</p> <p>○申請期間：令和4年1月31日～5月31日まで</p>
対象	中小法人・個人事業者
お問い合わせ	<p>事業復活支援金事業コールセンター</p> <p>電話番号：0120-789-140 03-6834-7593 8：30～19：00（土日祝日含む）</p>

制度の名称	【 国（経済産業省） 】 家賃支援給付金 【申請受付は終了しました】
概要	5月の緊急事態宣言の延長等に売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金が支給されます。 中小企業者に最大 600 万円、個人事業主に最大 300 万円を一括支給されます。 （申請時の直近 1 ヶ月における支払い賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の 6 倍）
対象	中小企業者、個人事業主
お問い合わせ	家賃支援給付金コールセンター 電話番号：0120-653-930 8：30～19:00 日曜日～金曜日（土曜日・祝日を除く）

制度の名称	【 国（経済産業省） 】 持続化給付金 【申請受付は終了しました】
概要	特に厳しい状況にある事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金が支給されます。 中小企業者に最大 200 万円、個人事業主に最大 100 万円が支給されます。
対象	中小企業者、個人事業主
お問い合わせ	持続化給付金コールセンター 電話番号：0120-279-292（IP 電話等からの場合：03-6832-6631） 8：30～19:00 日曜日～金曜日（土曜日・祝日を除く）

制度の名称	【 国（経済産業省） 】 一時支援金 【申請受付は終了しました】
概要	緊急事態宣言の再発令に伴い、①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、または、②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年比（または対前々年比）50%以上減少している場合、中小法人等に上限 60 万円、個人事業者等に上限 30 万円が支給されます。 申請に当たっては登録確認機関による事前確認が必要です。 詳細は下記のホームページをご覧ください。 https://ichijishienkin.go.jp/
対象	緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者
お問い合わせ	一時支援金事務局 相談窓口 電話番号：0120-211-240（IP 電話等からの場合：03-6629-0479） 8：30～19:00（土日・祝日含む）

制度の名称	【埼玉県（産業労働部）】埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金（4月～6月分） 【申請受付は終了しました】
概要	県では、令和3年4月～6月に実施された緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少し、国の月次支援金を受給している事業者に協力支援金を給付します。※埼玉県酒類販売事業者等協力支援金と重複での申請はできません。 詳細は下記のホームページをご覧ください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/gaishutsu-shienkin.html
対象	埼玉県内に本店・住所を有する中小法人等又は個人事業者等
お問い合わせ	埼玉県中小企業等支援相談窓口 電話番号：0570-000-678 平日9：00～21:00（土日・祝日）9：00～18:00

制度の名称	【埼玉県（産業労働部）】埼玉県飲食店等換気対策補助金 【申請受付は終了しました】
概要	県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等に対し、事業活動に必要な換気対策を講じる費用の一部を助成します。 詳細は下記のホームページをご覧ください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/kankisetsubi.html
対象	埼玉県内全ての飲食店を運営する事業者
お問い合わせ	埼玉県中小企業等支援相談窓口 電話番号：0570-000-678 平日9：00～21:00（土日・祝日）9：00～18:00

制度の名称	【埼玉県（産業労働部）】埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金（7月～9月分） 【申請受付は終了しました】
概要	県では、令和3年7月～9月に実施された緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少し、国の月次支援金を受給している事業者に協力支援金を給付します。※埼玉県酒類販売事業者等協力支援金と重複での申請はできません。 詳細は下記のホームページをご覧ください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/gaishutsu-shienkin.html
対象	埼玉県内に本店・住所を有する中小法人等又は個人事業者等
お問い合わせ	埼玉県中小企業等支援相談窓口 電話番号：0570-000-678 平日9：00～21:00（土日・祝日）9：00～18:00

制度の名称	【埼玉県（産業労働部）】埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金（10月分） 【申請受付は終了しました】
概要	県では、令和3年10月に実施された緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、国の月次支援金を受給している事業者に協力支援金を給付します。※埼玉県酒類販売事業者等協力支援金と重複での申請はできません。詳細は下記のホームページをご覧ください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/gaishutsu-shienkin.html
対象	埼玉県内に本店・住所を有する中小法人等又は個人事業者等
お問い合わせ	埼玉県中小企業等支援相談窓口 電話番号：0570-000-678 平日9：00～21:00（土日・祝日）9：00～18:00

制度の名称	【埼玉県（産業労働部）】埼玉県酒類販売事業者等協力支援金（4月～6月分） 【申請受付は終了しました】
概要	県では、令和3年4月～6月に実施された緊急事態宣言等に伴い、飲食店の休業・時短要請の影響を受けて売上が30%以上減少している酒類販売事業者等に協力支援金を給付します。※埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金と重複での申請はできません。詳細は下記のホームページをご覧ください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/shurui-shienkin.html
対象	埼玉県内に本店・住所を有する中小法人又は個人事業主で酒類販売事業者又は酒類製造事業者
お問い合わせ	埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 事務局 電話番号：048-658-7701 9：00～18:00（土日・祝日含む）

制度の名称	【埼玉県（産業労働部）】埼玉県酒類販売事業者等協力支援金（7月分） 【申請受付は終了しました】
概要	県では、令和3年7月に実施されたまん延防止等重点措置等に伴い、飲食店の休業・時短要請の影響を受けて売上が15%以上減少している酒類販売事業者等に協力支援金を給付します。（売上減少率が50%以上70%未満の場合は給付対象外）詳細は下記のホームページをご覧ください。※埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金と重複での申請はできません。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/shurui-shienkin.html
対象	埼玉県内に本店・住所を有する中小法人又は個人事業主で酒類販売事業者又は酒類製造事業者
お問い合わせ	埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 事務局 電話番号：048-658-7701 9：00～18:00（土日・祝日含む）

制度の名称	【 埼玉県（産業労働部）】埼玉県酒類販売事業者等協力支援金（8月分・9月分） 【申請受付は終了しました】
概要	県では、令和3年8月、9月に実施された緊急事態宣言等に伴い、飲食店の休業・時短要請の影響を受けて売上が15%以上減少している酒類販売事業者等に協力支援金を給付します。※埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金と重複での申請はできません。 詳細は下記のホームページをご覧ください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/shurui-shienkin.html
対象	埼玉県内に本店・住所を有する中小法人又は個人事業主で酒類販売事業者又は酒類製造事業者
お問い合わせ	埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 事務局 電話番号：048-658-7701 9：00～18:00（土日・祝日含む）

制度の名称	【 埼玉県（産業労働部）】埼玉県酒類販売事業者等協力支援金（10月分） 【申請受付は終了しました】
概要	県では、令和3年10月に実施された緊急事態宣言等に伴い、飲食店の休業・時短要請の影響を受けて売上が15%以上減少している酒類販売事業者等に協力支援金を給付します。（売上減少率が50%以上70%未満の場合は給付対象外） 詳細は下記のホームページをご覧ください。※埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金と重複での申請はできません。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/shurui-shienkin.html
対象	埼玉県内に本店・住所を有する中小法人又は個人事業主で酒類販売事業者又は酒類製造事業者
お問い合わせ	埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 事務局 電話番号：048-658-7701 9：00～18:00（土日・祝日含む）

制度の名称	【埼玉県（産業労働部）】埼玉県新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金 【申請受付は終了しました】
概要	県では、国の持続化給補助金において、感染防止対策費に係る補助金を受ける飲食店（カラオケ店、バー等を含む）に対して、事業者負担分の一部を助成します。 詳細は下記のホームページをご覧ください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kansenboshitaisakushienzigyohihozyokin.html
対象	埼玉県内全ての飲食店を運営する小規模事業者等
お問い合わせ	埼玉県産業労働部 経済対策担当 電話番号：048-830-3702 平日8：30～17:15

制度の名称	【 埼玉県（産業労働部） 】 埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金(賃借人) 【申請受付は終了しました】
概要	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が一定程度減少した県内テナント事業者に対して、国が支給する家賃支援給付金に県が上乗せして支給されます。 令和3年1月19日より、国の家賃支援給付金の給付通知がまだ届いていない場合でも申請を受け付けます。 交付額は、支払家賃の15分の1(6ヵ月分)で、上限額は20万円(複数店舗を賃借している場合は30万円)。
対象	賃借人(テナント事業者)
お問い合わせ	埼玉県中小企業等支援相談窓口 電話番号：0570-000-678 平日9:00~21:00 (土日祝日)9:00~18:00

制度の名称	【 日高市 】 小規模事業者等支援給付金(第2期) 【申請受付は終了しました】
概要	新型コロナウイルス感染症の影響により売上げの減少した小規模企業または個人事業主を支援するために10万円の給付金を支給します。 ○対象 市内に本社または主たる事業所を持つ小規模企業者または個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年10月から令和3年3月のいずれかの月の売上高が前年同月と比較して20%以上減少した事業者 ※比較する前年の売上高が既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は前々年同月と比較します。 ※前年同月に事業を行っていない場合は、令和2年10月から令和3年3月までの間のいずれかの月の売上高と、次のア又はイのいずれかで算出した売上高の平均と比較します。 ア 令和2年10月から令和3年3月までの間のいずれかの月の前月までの連続する3か月の売上高の平均 イ 前年の総売上高を事業実施月数で割った平均
対象	小規模企業、個人事業主
お問い合わせ	日高市市民生活部産業振興課 商工観光担当 電話番号：042-989-2111(代)

制度の名称	【 日高市 】 観光事業者臨時支援金 【申請受付は終了しました】
概要	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、旅行者の減少等大きな影響を受けている観光事業者に対し、事業継続のため 30 万円の支援金を交付します。
対象	市内に本社または主たる事業所を有する観光事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業者で同法第 4 条の許可を受けた者 ・ 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 2 条に定める旅行業事業者で同法第 3 条の登録を受けた者 ・ 支援金申請書の提出日において 1 年以上継続して市内で事業を営む事業者 ○申請期間：令和 3 年 11 月 30 日まで
お問い合わせ	日高市市民生活部産業振興課 商工観光担当 電話番号：042-989-2111（代）

制度の名称	【 国（厚生労働省） 】 小学校休業等対応助成金 （労働者を雇用する事業主の方向け）【申請受付は終了しました】
概要	小学校の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に助成金が支給されます。 助成額は有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10分の10 令和 2 年 4 月 1 日以降取得した休暇分については日額上限額 15,000 円
対象	事業者
お問い合わせ	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 電話番号：0120-60-3999 9：00～21:00(土日・祝日含む)

制度の名称	【 国（厚生労働省） 】 小学校休業等対応支援金 （委託を受けて個人で仕事する方向け）【申請受付は終了しました】
概要	小学校の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に支援金が支給されます。
対象	委託を受けて個人で仕事をする方
お問い合わせ	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 電話番号：0120-60-3999 9：00～21:00(土日・祝日含む)

制度の名称	【 国（厚生労働省） 】 雇用調整助成金(特例措置) 【申請受付は終了しました】
概要	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部が助成されます。 ○申請期限：令和3年12月31日まで
対象	事業者
お問い合わせ	ハローワーク飯能 電話番号：042-974-2345 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 電話番号：0120-60-3999 9：00～21:00(土日・祝日含む)

②貸付・融資に関すること

制度の名称	セーフティネット保証制度
概要	セーフティネット保証4号認定・セーフティネット保証5号認定・危機関連保証認定を受けることで、民間金融機関で低金利の融資を受けることができます。 なお、融資等の制度を利用するための認定書を市産業振興課にて発行します。 セーフティネット4号指定期間：令和4年6月1日まで セーフティネット5号対象指定業種：令和4年6月30日まで 危機関連保証指定期間：令和3年12月31日まで（申請受付は終了しました）
対象	中小企業者
お問い合わせ	制度については中小企業庁のホームページをご覧ください 中小企業庁 中小企業金融相談窓口 電話番号 0570-783183 9：00～17:00（土日・祝日含む） 日高市市民生活部産業振興課 商工観光担当 電話番号：042-989-2111（代）

制度の名称	【 独立行政法人福祉医療機構 】 福祉貸付事業・医療貸付事業
概要	無担保・無利子で経営資金・長期の運転資金の融資を受けることができます。
対象	福祉・医療関係の施設
お問い合わせ	福祉医療貸付部福祉審査課 融資相談係 電話番号：0120-343-862 ・ 03-3438-0403 福祉医療貸付部医療審査課 融資相談係 電話番号：0120-343-863 ・ 03-3438-0403

③税の軽減、猶予に関すること

制度の名称	【 日高市 】 固定資産税の特例(固定ゼロ)の拡充・延長
概要	現在、中小企業・小規模事業者が「先端設備等導入計画」を作成し、新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が免除されますが、今般、本特例の適用対象に事業用家屋と構築物(門や塀、看板や受変電設備など)を追加するとともに、令和3年3月末までとなっている適用期限が2年間延長されました。
対象	事業者
お問い合わせ	先端設備等導入計画に関すること 日高市市民生活部産業振興課 商工観光担当 電話番号：042-989-2111(代) 償却資産の申告に関すること、事業用家屋の軽減申告に関すること 日高市総務部税務課 資産税担当 電話番号：042-989-2111(代)

相談窓口	国税の猶予制度に関する相談窓口
お問い合わせ	川越税務署 電話番号：049-235-9411

相談窓口	県税の猶予制度に関する相談窓口
お問い合わせ	飯能県税事務所 電話番号：042-973-5612

相談窓口	市税の猶予制度に関する相談窓口
お問い合わせ	日高市総務部収税課 収税担当 電話番号：042-989-2111(代)

④その他相談受付に関すること

相談窓口	感染症に関する経営相談窓口 【 埼玉県よろず支援拠点 】
お問い合わせ	埼玉県よろず支援拠点 電話番号：0120-973-248 9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝を除く）

相談窓口	農林水産業・食品関連事業者向けの感染症に関する相談 【 農林水産省関東農政局 】
お問い合わせ	関東農政局企画調整室 電話番号：048-740-0311、048-740-0016 9:00～17:00（土日祝を除く）

⑤その他

制度の名称	【 日高市 】感染症対策実施中ステッカー・飲食店プラス認証店のぼりの配布
概要	市内事業所支援として下記の掲示物を配布します。 ・ステッカー「感染症対策実施中 安心してご利用ください」 どの業種の事業所等でも掲示できるステッカーです。1事業所（店舗）につき1枚配布します。 ・のぼり「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+認証店」 飲食店+認証店をPRするのぼりです。認証を受けた飲食店に1店舗2枚まで配布します。 ○配布期間：令和3年12月1日～無くなり次第終了 ○配布場所：日高市役所産業振興課（3階）または日高市商工会
お問い合わせ	日高市市民生活部産業振興課 商工観光担当 電話番号：042-989-2111（代）

制度の名称	【 日高市 】二酸化炭素（CO ₂ ）濃度測定器の配布
概要	新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、市内事業所に室内換気状況をモニタリングできる二酸化炭素（CO ₂ ）濃度測定器を無償配布します。 ○申請受付：令和3年12月13日～申し込み順で受付 ※なくなり次第終了 ○配布期間：令和4年4月28日まで（無くなり次第終了） ○配布場所：日高市役所3階産業振興課または日高市商工会
お問い合わせ	日高市市民生活部産業振興課 商工観光担当 電話番号：042-989-2111（代）

※記載している制度等については令和4年4月20日時点での内容であり、今後変更になる場合があります。